

情個審答申第3号

令和5年3月2日

答 申

寝屋川市長 広瀬 慶輔 様

寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三成 美保

令和4年6月13日付け「総総第436号」で諮問のありました事案について下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

寝屋川市長（以下「市長」という。）が審査請求人に対し令和3年8月17日付け「福介第1934号」による個人情報部分開示決定処分について、不開示とした部分のうち、別表に掲げる「審査会が開示妥当と判断した部分」は開示すべきであるが、その余の部分について不開示とした決定は妥当である。

理 由

第1 審査請求の趣旨

市長が、審査請求人に対し、行った処分を取り消す。

第2 事案の概要

1 経緯

本件は、審査請求人が市長に対し、寝屋川市個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき、個人情報開示請求書の「請求に係る個人情報の内容」欄に『平成29年7月10日付で大阪家庭裁判所に対し寝屋川市長（福祉部高

齢介護室職員）が行ったAに係る後見開始申立に係る意思決定に関する書類。なお、当方の申立と合併審理されており、当方は当事者であるばかりではなく、高齢介護室職員が作成した書類には、多数に亘り当方の個人情報が含まれている。』を記載して個人情報の開示を請求（以下「本件開示請求」という。）したところ、市長が本件開示請求について、その一部について開示を拒否する決定（以下「本件処分」という。）をしたので、審査請求人が、行政不服審査法に基づき、本件処分の取り消しを求めるものである。

2 市長が開示を拒否することを決定した部分（以下「本件不開示情報」という。）

- (1) 本件開示請求に係る個人情報及び意思決定に係る文書のうち、判定審査票の申立ての対象者欄及び申立て類型に係るチェックボックス
- (2) 本件開示請求に係る個人情報及び意思決定に係る文書のうち、「平成 29 年度市長申立てによる成年後見人等の審判開始請求（平成 29 年 6 月 29 日起案）」（A 4 用紙 5 枚）を除く文書

3 市長が開示を拒否することを決定した理由

- (1) 2、(1)に係る開示拒否の理由

開示を拒否することを決定した部分は、開示請求者以外の者に関する個人情報であって、特定の個人が識別される情報であり、条例第 13 条第 1 項第 2 号本文の不開示情報に該当するため

- (2) 2、(2)に係る開示拒否の理由

ア 開示を拒否することを決定した部分は、その全てが一体として、開示請求者以外の者に係る老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく事務（後見等審判申立）を遂行する目的で実施機関が作成し、又は取得したものであり、内容も全て同目的に係るものであるから、開示請求者以外の者に関する個人情報であって、特定の個人が識別される情報であり、条例第 13 条第 1 項第 2 号本文の不開示情報に該当するため。

イ 開示を拒否することを決定した部分のうち、寝屋川市が作成した戸籍の記録の証明に係る文書及び大阪法務局が作成した登記記録の証明に係る文書を除く請求者の個人情報が記載された部分については、実施機関が本件に関して外部の関係機関等から提供された情報及び意見等の

事項、並びに実施機関が同関係機関等の協力を得て行った事務に関する記録及び方針等の事項が記載されており、これらの情報を開示すると、関係機関等からの情報提供や事務遂行への必要な協力を得ることが困難になるなど、本件のみならず他の高齢者虐待防止に係る業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、これらの情報は、条例第 13 条第 1 項第 5 号本文の不開示情報に該当するため。

ウ 開示を拒否することを決定した部分のうち、寝屋川市が作成した戸籍の記録の証明に係る文書については、請求者による戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく、寝屋川市への証明書の交付の請求が可能であり、大阪法務局が作成した登記記録の証明に係る文書については、請求者による不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 119 条第 1 項又は第 2 項若しくは、後見登記等に関する法律（平成 11 年法律第 152 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく、大阪法務局への書面の交付の請求が可能であることから、条例第 33 条第 1 項本文の適用除外に該当するため。

第 3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

本件処分に違法又は不当があるかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

（審査請求人）

- (1) 寝屋川市高齢介護室（以下「処分庁」という。）は、個人情報部分開示決定としているが、審査請求人の情報は一切開示されていない。
- (2) 処分庁は、審査請求人が個人情報開示請求をするたびに、「これらの情報を開示すると、関係機関からの情報提供（中略）業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。」等、常套句のように具体的な理由を何一つ示さず、違法に市民の知る権利を侵害している。
- (3) 審査請求人は、裁判所にて市長申立てで添付されている書類を閲覧しており、内容も把握している。処分庁が開示した書類の中には、判定審査票も添付されており、本人の住所・氏名・生年月日及び審判の区分が黒塗りされていたが、これらの情報は、審査請求人は周知しており、条例第 13 条

第1項第2号に該当しないのは明らかである。

- (4) どうしても情報提供機関を知られたくないのであれば、その部分を黒塗りすればよい。
- (5) 審査請求人が裁判所において添付書類を閲覧したところ、添付する必要のない、本人の両親・兄弟姉妹・甥姪の戸籍や戸籍の附票が添付されていた。公務に必要な戸籍や戸籍の附票を公用請求し、入手することは、公務員職権濫用罪に該当する。

(市長)

- (1) 本件不開示情報のうち、第2の2、(1)の情報は、対象となる高齢者（以下「対象高齢者」という。）に係る老人福祉法第32条に基づく成年後見開始等の審判の申立て（以下「市長申立て」という。）を行う目的で作成した「判定審査票」に記載されている対象高齢者の住所、氏名、生年月日及び後見開始の審判開始申立、補佐開始の審判申立又は補助開始の審判開始申立の別に関する情報であり、これらの情報は審査請求人である開示請求者以外の者に関する個人情報であることは明らかであり、条例第13条第1項第2号本文に該当する。なお、本件不開示情報のうち、第2の2、(1)の情報は、同号ただし書ア又はウにも該当しない。
- (2) 本件不開示情報のうち、第2の2、(2)は、「市長申立書その他添付書類」（以下「市長申立書等」という。）である。本件不開示情報のうち、第2の2、(2)の情報は、市長申立書等に記載されている対象高齢者の本籍、住所、居所、氏名、性別、生年月日、職業、申立ての実情、障害の内容及び財産状況等に関する情報並びに開示請求者以外の対象高齢者の親族の意向に関する情報であり、これらの情報は審査請求人である開示請求者以外の者に関する個人情報であることは明らかであり、条例第13条第1項第2号本文に該当する。なお、本件不開示情報のうち、第2の2、(2)の情報は、同号ただし書ア又はウにも該当しない。

また、市長申立書等は、その全てを一体として、対象高齢者に係る老人福祉法に基づく事務（後見等審判申立）を遂行する目的で処分庁が作成し、又は取得したものであり、これらの内容もすべて同目的に係るものであり、そもそも対象高齢者及び審査請求人である開示請求者の両者の関係等を

取り扱っている当該書類の性質上、本件不開示情報のうち、第 2 の 2、(2)の情報を容易に区分する(有意性があるように区分する)ことはできない。

- (3) 対象高齢者は、養護者による高齢者虐待を受けている状態にあることを前提として老人福祉法の規定に基づく入所措置を受けたものであり、処分庁においては、そのような状態にある者について市長申立てを実施するに当たっては、市長申立ての必要性や内容を検討するに当たり、高齢者虐待に関する事実の存否やその内容程度について慎重に検討するため、対象高齢者が日常生活において接触を有している様々な関係機関から同人に関する情報を広く収集する必要がある。そして、上記の検討に当たっては、処分庁の職員に限らず、専門的知見を有する関係機関から、後になって処分庁以外の第三者に対して開示されることはないとの信頼関係の下で、率直な意見を頂く必要がある。

このことを踏まえて考えると、本件不開示情報のうち、第 2 の 2、(2)の情報には、上記の関係機関が作成した文書に記載されたもの及び関係機関から聴取した内容を処分庁又はその職員が作成した文書に記載されたものが含まれているため、それらを開示することにより、本件はもとより、今後、高齢者虐待防止の事務及び当該事務に関連する事務を遂行するに当たり、高齢者と接触のある関係機関からの情報収集が困難となったり、それらの事務に専門的知見を有する関係機関からの率直な意見の取得ができなくなるおそれがある。

したがって、本件不開示情報第 2 の 2、(2)の情報は開示することにより、上記の事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第 13 条第 1 項 5 号本文に該当する。

- (4) 本件不開示情報のうち、第 2 の 2、(2)には、寝屋川市が作成した戸籍の証明に係る文書(戸籍謄本等、戸籍の附票の写し、住民票の写し)、法務局が作成した登記記録の証明に係る文書(後見等に関する登記事項証明書、不動産に関する登記事項証明書)を含んでおり、戸籍謄本等にあつては戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)の規定により、戸籍の附票、住民票にあつては住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の規定により、後見等に関する登記事項証明書にあつては後見登記等に関する法律(平成 11 年法律

第 152 号) の規定により、不動産に関する登記事項証明書にあっては不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号)の規定により、それぞれ交付の請求に係る手続が定められていることから、当該情報は、条例第 33 条第 1 項本文の規定により、条例が適用されない結果、条例の規定により開示をすることができない情報に該当する。

- (5) 本件不開示情報を不開示とした理由は、上記第 2 の 3 に記載のとおりであり、開示請求者が実施機関から開示を受ける以外の方法により当該開示請求に係る個人情報を知っているかどうかという事情により、左右されるものではない。

第 4 当審査会の判断

1 本件不開示情報のうち、第 2 の 2、(1)について

本件不開示情報のうち、第 2 の 2、(1)の情報は、対象高齢者の住所、氏名、生年月日及び後見開始の審判開始申立、補佐開始の審判開始の申立て又は補助開始の審判開始の申立の別に関する情報であり、これらは審査請求人である開示請求者以外の者に関する個人情報であることから、条例第 13 条第 1 項第 2 号本文に該当し、同号ただし書きア乃至ウに該当しない。

2 本件不開示情報のうち、第 2 の 2、(2)について

処分庁の委任を受けた寝屋川市福祉事務所長は、対象高齢者について、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号)第 2 条第 4 項第 1 号ロの養護者による高齢者虐待があることから、老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号の規定に基づく入所措置を行い、処分庁は、平成 29 年 7 月 10 日、対象高齢者について、市長申立てを行った。

本件不開示情報のうち、第 2 の 2、(2)は、市長申立てに当たって大阪家庭裁判所に提出した市長申立書等である。

当審査会は、審議において、処分庁に市長申立書等の写しの提出を求めることとし、条例第 13 条第 1 項第 2 号及び第 5 号本文並びに第 33 条第 1 項の該当性についてそれぞれ検討した。

(1) 条例第 13 条第 1 項第 2 号の該当性について

市長申立書等は、対象高齢者に係る老人福祉法に基づく事務(後見等審判申立)を遂行する目的で処分庁が作成し、又は取得したものであり、こ

これらの内容もすべて同目的に係るものであることから、市長申立書等は、その全てが一体として、対象高齢者に関する個人情報であることは明らかであり、条例第 13 条第 1 項第 2 号本文に該当すると認められる。

ただし、市長申立書等のうち「親族関係図」及び「財産目録」において、審査請求人である開示請求者の個人情報記録されている部分（以下「当該部分」という。）は、それ自体に限れば審査請求人の氏名等の記述により審査請求人を識別することができる審査請求人に関する情報が記録されているものであり、これを審査請求人に開示したとしても、対象高齢者その他の開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがないことは明らかであり、他方で、当該部分は、審査請求人本人に係る情報であり、条例第 12 条第 1 項により審査請求人が開示請求できる情報とされており、このように「個人の権利利益の保護」（条例第 1 条第 1 項）の観点から、対象高齢者と審査請求人の利益を衡量した結果を踏まえて検討すると、当該部分については、上記の一体としての対象高齢者に関する個人情報には含まれないものと評価することができ、その結果、条例第 13 条第 1 項第 2 号本文に該当しないことから、条例第 14 条第 1 項の規定に基づき開示することが相当である。

(2) 条例第 13 条第 1 項第 5 号本文の該当性について

本件不開示情報第 2 の 2、(2)の情報には関係機関が作成した文書に記載されたもの及び関係機関から聴取した内容を処分庁又はその職員が作成した文書に記載されたものが含まれている。

処分庁は、対象高齢者についての市長申立ての必要性や内容を検討するに当たり、高齢者虐待に関する事実の存否や内容を慎重に検討するためには、対象高齢者の日常生活において接触を有している関係機関から、対象高齢者に関する情報を収集すること及びこれに加えて、当該関係機関から対象高齢者に関する率直な意見を聞くために、第三者に当該情報を開示することはないとの信頼関係の下に情報を収集していることから、関係機関が作成した文書に記載されたもの及び関係機関から聴取した内容を処分庁又はその職員が作成した文書に記載されたものを開示すると、関係機関から高齢者虐待に関する情報収集等の必要な協力を得ることが困難にな

るなど、本件のみならず、今後の他の高齢者虐待防止に係る業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、条例第 13 条第 1 項第 5 号本文に該当し、不開示としたことに違法又は不当はない。

(3) 条例第 33 条第 1 項本文の該当性について

本件不開示情報第 2 の 2、(2)には寝屋川市が作成した戸籍の記録の証明に係る文書(戸籍謄本等、戸籍の附票の写し、住民票の写し)、法務局が作成した登記記録の証明に係る文書(後見等に関する登記事項証明書、不動産に関する登記事項証明書)が含まれている。これらの情報は、「法令等の規定により個人情報記録した公文書の閲覧若しくは縦覧若しくは写しの交付又は記載の訂正又は個人情報の記録の削除の手續が定められている場合」であると認められることから、条例第 33 条第 1 項本文に該当し、不開示としたことに違法又は不当はない。

3 結論

以上のとおりであるから当審査会は「審査会の結論」のとおり答申する。

別表 審査会が開示妥当と判断した部分

文書名	開示妥当と判断した個人情報
親族関係図	親族関係図中、開示請求者の氏名・生年月日・住所
財産目録	「1 不動産」の表中、7 行目各項目及び 8 行目「地積床面積」の項目